

監査公表第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年 9 月 13 日

| | | |
|---------|-----|-----|
| 敦賀市監査委員 | 安 久 | 彰 |
| 同 | 中 村 | 淳 |
| 同 | 山 崎 | 法 子 |

建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成28年6月28日（火）

2 監査の対象

建設水道部（上水道課、下水道課、上下水道サービス課）に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

水道事業会計、簡易水道特別会計及び下水道事業特別会計等それぞれの財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成27年度の経営状況は、164,627,377 円の純利益を計上し、引き続き黒字決算となっている。

しかしながら、今年度からは簡易水道事業会計が地方公営企業会計に統合されたことにより、新たな施設の維持管理・事業運営が見込まれる。人口減少による料金収入の減少が予想される中で、今後より厳しい経営が続くものと思われるので、適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

また、平成30年度からの移行される下水道事業については、計画的に移行業務を進めていただきたい。

ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

（1）未収金の削減について

上下水道使用料については、社会情勢、経済情勢などによる徴収の厳しきがあるものの、滞納整理処分マニュアルに基づき、法的手続き及び徴収体制の強化を図り、負担の公平性を確保する観点からも未収金の削減に引き続き努力されたい。

また、下水道受益者負担金・分担金は、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、条例に基づき受益者が負担するものである。

担当課においては、強制徴収債権である事をふまえて滞納者の所在、財産状況、滞納となった理由を調査するなど、過年度分の更なる収納率の向上に取り組まれない。

(2) 水質検査について

水道事業は、水の安定的な供給を通じて、市民の快適な暮らしを支えており、水源地、配水池や給水栓等の水質検査を定期的に行っているが、今年度簡易水道事業統合に伴い、より一層の水質安全性の確保に努め、市民が安心して水道水が飲めるよう、水質情報の提供に努めていただきたい。

(3) 超過勤務について

所属長は、超過勤務処理簿について、必ず事前承認を行い、超過勤務の特に多い職員の状況把握と健康管理に十分注意を払うとともに、事務配分等にも配慮をお願いしたい。